

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 沖縄に関する第三国の動向（韓国）

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43848 |

口上ぶりの巻

秘 極
無 期 限
号 2部の内
2 号

11/16 9272624

1

口上り (字)
四回十一十三
アヤリカ局
一、佐藤総理の命により、茲に謹しく閣下
に對し、^{十七日} ~~九月~~のワグネル公行方おれを
進く終了する總理、ニコソノ大統領
の話し合ひの模様、^につて御説明
申上りまはし。右話し合ひの結果を

外務省

2

↓ ^{九月} ~~九月~~の話し合ひは、^{九月} ~~九月~~の話し合ひ
の要する ~~九月~~ ^{九月}の話し合ひは、^{九月} ~~九月~~の話し合ひ
向古天連塔にあり、本使が説明
申上りる簡にまよるとするに、向古天連塔にあり
と確信する。まよるとするに、向古天連塔にあり
つて ^{九月} ~~九月~~の話し合ひは、^{九月} ~~九月~~の話し合ひ
首腦者としての閣下に対し、日米

外務省

合意の内容を御伝へし。以上是れ我
兩國の共通の利益が、仲絶の施
政取の対日返還に於て厚く中
いふことを御理解願ひし。よ
うに
あることか、私に課せられた任務に
ある。

總理と大總 任は 極東情勢の

の意見と交際し、米領心域に
に於ける防範業務上の義務は以て
行り、極東に於ける平和と安全の
維持に於て、是れは、決意
あること、^{（中略）}の義務を米領が十分に
果しうる態勢にあることが極東の
平和と安全にとって重要である。



三三が勝つたにすぎない
 総領と大総領の
 日下精進の指針
 朝鮮半島には依然として
 隠微な力が存在することに特注
 目し、総領は朝鮮半島の平和
 維持のため(国連)の努力を要す

外務省

解任し、韓国に責任は日本自身
 の責任に帰す。即ち要するに
 北は、右の総領は共同の明
 確な意志の記号。何れも
 国に對する武力攻撃が一層
 北は、北の国の責任に重大な
 責任を負うべきであり、
 北は、北の国の責任に重大な

北の責任に重大な責任を負うべきであり、北は、北の国の責任に重大な

車前協成が行なわれ
 場合には、このよう右記
 下に政府の態度を述べ
 がわが国の国益に与る
 以と考ふよし、政府の
 方針を述べ、
 以上、ワシントンでの
 こと、
 以上、ワシントンでの
 こと、

在日米領事館
 其の任
 在日米領事館
 其の任
 在日米領事館
 其の任

同趣旨を述べ、車前協成に
 対しては、甚しく、
 此意を、
 以上、ワシントンでの
 こと、
 以上、ワシントンでの
 こと、

9

つて下 台湾の地位

米国の領土に於ては、米国の
 中華民国に對する義務上の義務を
 遵守するものであること、台湾地位
 に對する平和と安全の維持
 日本が責任を負つて居ることを要する
 ことを示すことか

外務省

10

米国の領土に於ては、米国の
 中華民国に對する義務上の義務を
 遵守するものであること、台湾地位
 に對する平和と安全の維持
 日本が責任を負つて居ることを要する
 ことを示すことか

外務省

十月三日正 徳藏一におき 伏見に
 ありしうが 幸いにいふかゝるる 徳藏
 予見 予が ありし 徳藏の 寄書に 照らして
 徳藏と 予見 ありし。 夫れ 右に 引
 續き 予見 ありし 徳藏の 寄書に 照らして
 乃ら 予見 ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に

日本郵船
 二と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 徳藏 右の 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 一と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 二と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 三と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 四と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 五と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 六と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 七と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 八と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 九と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に
 十と ありし 徳藏の 寄書に 照らして 朱国に

四 總理と大統領は、日米安保
 条約の^{目的}後創設高く評価し、
 日米協正を維持するとの意思を
 明らかにし、署名の實施に固し
 然るに、^{現存の条約}相互の^{関係}の^{維持}の^{必要}を^認め、
 一 際、^{両者}は、^{日米}安保
 条約の^{目的}後創設高く評価し、
 日米協正を維持するとの意思を
 明らかにし、署名の實施に固し

日米兩國共通の安全保障上の
 利益は、神龍の施設は日本に
 有益なるもの取止めはあり
 然るに、^{一九五七年}に
 一 概、^{検査}の^{必要}を^認め、
 右、^{日米}協正の^{目的}後創設高く評価し、
 日米協正を維持するとの意思を
 明らかにし、署名の實施に固し

兩國路船が直ぐに横濱に下りて
 には合意した。右に両藩は、定例
 學問に支とす。其日如神龍の如
 申す上の旅は、區域を保持するに
 につき意見が一途一だ。
 五、船程と大船往後、日米通商
 為月如三米と國運を益するに
 外務省

が変更ありしに神龍は遠慮する
 三とに意見の一致を打ち加、船程
 は日本の定例は極東におりる國
 際の平和と安全を以て、是は十分
 に維持するに足らぬ。船程の協
 定の定例は日本の重大な関心事
 であること、明らかなし、其が
 外務省

41

下年迄才早速圖下ノ支トハ

外務省事務局長に送るに
附る

呈請

外務省事務局長に送るに

外務省